第53回

「労働契約法」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

②労働契約の成立と変更…労働者と使用者が、 意すると労働契約が成立すること (第6条) 「労働すること」、「賃金を支払うこと」に合 (第4条)。

件になり、

その条件が就業規則を下回っている

% 1

基本的なルール 労働条件の合意に関する だくと理解が深まると思います。

準法と密接に関係するため、

あわせて一

前回

今回は、

意によって成立する労働条件に関する労働契約 する労働者に対して賃金を支払う者) 間での合 れて労働し、 ある労働法の一つで、 についての基本的なルールを定めた法律です。 まずは、 労働契約法は、 ポイントを取り上げてみましょう。 どのようなルールが記載されている 賃金を払われる者) と使用者 労働にかかわる法律の総称で 労働者 (使用者に使用さ (使用

①労働契約の締結等…労働契約に共通する 則 ※2 則である、労使対等の原則・均衡考慮の原 すること を深めるようにし、 義誠実の原則・ 及び労働契約の内容に関し、 ・仕事と生活の調和への配慮の原則 使用者は労働者に提示する労働条件 権利濫用※の禁止の原則 できる限り書面で確認 労働者の理解 第 信 原

は

(2024年12月号)*で解説した労働基 労働契約法について取り上げます。)労働契約の継続および終了…懲戒 可能となること (第8条)、 契約の関係性について (第9条~第13 労働者と使用者が合意すれば労働契約を変更 就業規則※と労働

有期契約労働

期間の定めのある労働契約… 用者は申込みを承諾したものとみなすこと 5年を超える労働者が、 労働契約の締結の申込みをしたときは、 までの間において労働者を解雇できないこ ある場合でなければ、 者について、 と (第17条)、 (無期転換ルール※) (第18条)。 使用者はやむを得ない事由 有期労働契約期間を通算して 契約期間が満了する 期間の定めのな 使

則と異なる内容の労働条件を労働者・ 第9条~第13条にある通り、就業規則が合理 必ず上回ることが求められている点です。また、 で個別に合意していた場合は合意内容が労働条 業規則の内容が労働条件になるものの、 的な内容かつ労働者に周知されている場合は就 労働契約の内容を考えるうえで注意すべ 労働条件の最低基準を定めた労働基準法を 使用者間 就業規 き

利を濫用したものとして無効であること は、 念上相当であると認められないときは、 第16条)。 客観的に合理的な理由を欠き、 社会通 権

4

· 解 均衡考慮の原則……労働契約の締結・変更において、就業実態との均衡(バランスや釣り合いがとれている等)を考慮し、 かつ異なる雇用形態間の均衡も考慮すべきというもの 権利濫用……本来想定されている権利の範囲を超えてその権利を行使するため、権利の行使として認めることができないと



人事用語辞典

点も押さえておきたいところです。場合は、就業規則の内容まで条件が引き上がる

労働契約法にかかわりの深い直近の動向とし

労働契約法は比較的新しい法律

準法や就業規則、 が比較的最近であることには、 **働関係紛争**が増加したことが背景にあります。 更されることが増えたことにともない、 **就業形態**が多様化し労働条件が個別に決定・変 条件を定めておくことでこと足りていたのが 19) 年に制定されています。 れたのに対して、 労働基準法が、 労働協約などで一律的に労働 1 9 4 7 労働契約法は2007 (昭和22) 年に制定さ 労働契約法の制定 かつては労働基 個別労 , (平成

保護を図りつつ、 態に合わせる形で法律は改正されてきました。 れるなど、 無期転換ルールが2012年の法改正で追加さ 系として労働契約法を制定することになりまし ることを目的として、 そこで、個別労働関係紛争を防止し、 知されていたともいいがたい状況がありました。 所が判断していましたが、その内容が をもとに形成された民事的ルールをもとに裁判 それまでは、 このような経緯から、先に述べた第18条の 就労状況の変化や労働紛争などの実 紛争に関する蓄積された裁判例 個別の労働関係の安定に資す 民事的ルールを一つの体 労働者の 一般に周

> (中明示事項が追加されることになりました。 労働契約の締結・更新のタイミングでの労働条 労働契約の締結・更新のタイミングでの労働条 を持て関する基準の改正です。 でからかでは、2024(令和6)年

- 明示すること…全労働者対象の更新時に就業場所と業務の変更の範囲を①すべての労働契約の締結時と有期労働契約
- ること…有期契約労働者対象 イスター (通算契約期間または更新上限を新設・短限 (通算契約期間または更新上限を新設・短いのでで) (通算契約期間または更新回数の上限) の
- ③無期転換申込権が発生する有期労働契約の3無期転換申込権が発生する有期労働契約の労働を申し込むことができる旨と無期転換後の労働をには、厚生労働省のパンフレットに、詳しいルールとモデル労働条件通知書の例が掲載されているため参照することをおすすめします**。

選択肢の一つ個別労働紛争解決制度の活用も

労働基準法は "公的権限 (刑事司法や行政)

個別労働紛争解決制度が設けられています。 、私人間の紛争解決については、個々の労働者と 、私人間の紛争解決については、個々の労働者と 、私人間の紛争解決については、個々の労働者と 、社人間の紛争解決については、個々の労働者と 、大間の紛争解決については、個々の労働者と は、により法の実現を図る位 関が定められています。一方で、労働契約法は 関が定められています。

を活用することは、 紛争当事者の間に入って話し合いを促進する 置されている**紛争調整委員会のあっせん委員**が 労働相談に対して、 署に設けられた総合労働相談コーナーへの総合 た場合は、 たことはありませんが、 合い、理解したうえで運用していくことに越 働契約について、 **あっせん**により紛争解決を図っていきます。 進する助言・指導、 方向性を示し紛争当事者間の自主的な解決を促 具体的には、 労働者・ 都道府県労働局や労働基準監督 労働者・使用者間でよく話 都道府県労働局長が解決の または都道府県労働局に設 有力な選択肢の一つといえ 使用者にかかわらず本制度 トラブルや紛争に至っ 労

* *

ます。 次回は、「**労働安全衛生法**」について取り上げ

※5 無期転換ルール……詳細なルールや留意事項があるため、厚生 労働省のポータルサイトなどを確認のこと https://muki.mhlw.go.jp

**6 「2024 年 4 月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか?」

※ 4 就業規則……本連載第19回(2021年12月号)をご参照ください。 https://www.jeed.go.jp/elderly/data/elder/book/ elder_202112/html5.html#page=56